

2019年度特定健診・特定保健指導実施率の加算・減算制度における対応方法（案）

2020年11月の検討会において、既に以下の対応の方向性にてご了解をいただいているが、その方法では、一部、補正ができない例外事象が生じるため、その例外対応について改めてご了解をいただきたい。

《2019年度特定健診・特定保健指導実施率の加算・減算制度における対応方法の概要》

2019年度の実施率は、コロナの影響により特定健診・特定保健指導が実施できなかつた月（以下「影響月」という。）は過去実績をもとに補正を行い、補正前実施率と補正後実施率の高い方を2020年度後期高齢者支援金の加算・減算で用いる実施率（以下「適用実施率」という。）として採用し、加算・減算を適用する。ただし、補正後実施率が100%を超える場合は、適用実施率を100%とする。

なお、影響月とは特定健診においては2020年3月（受診日で判断）とし、特定保健指導については2020年3月～5月（初回面談実施日で判断）とする。

また、特定健診は過去3年度の単純平均で補正するが、特定保健指導は2018年度から実施方法に変更があつたため、直近1年度のみの実績をもとに補正する。

補正の方法

【特定健診について】

{影響月以外の受診者数 ÷ (1 - 2016年から2018年度影響月の実施者数が占める単純平均割合)} ÷ 対象者数 = 補正後実施率

【特定保健指導について】

{影響月以外の実施者数 ÷ (1 - 2018年度影響月の受診者数が占める割合)} ÷ 対象者数 = 補正後実施率

例

2019年度実績			2018年度実績		
①特定保健指導対象者	②特定保健指導実施者	③2020年3月～5月の特定保健指導実施者	④特定保健指導対象者	⑤特定保健指導実施者	⑥2019年3月～5月の特定保健指導実施者
200名	80名	40名	200名	50名	30名

補正前実施率 … ②80名 ÷ ①200名 = 40%

補正後実施率 … (②80名 - ③40名) ÷ (1 - ⑥30名 ÷ ⑤50名) ÷ ①200名 = 50%

⇒補正後実施率の方が高いため、補正後実施率の50%を適用実施率として採用する。

2019年度特定健診・特定保健指導実施率の加算・減算制度における対応方法（案）

補正の方法（再掲）

【特定健診について】

{影響月以外の受診者数 ÷ (1 - 2016年から2018年度影響月の実施者数が占める単純平均割合)} ÷ 対象者数 = 補正後実施率



【特定保健指導について】

{影響月以外の実施者数 ÷ (1 - 2018年度影響月の受診者数が占める割合)} ÷ 対象者数 = 補正後実施率



例外1

過去実績における影響月占める割合が100%になる場合（★部分が0になる場合）

2019年度実績			2018年度実績		
①特定保健指導対象者	②特定保健指導実施者	③2020年3月～5月の特定保健指導実施者	④特定保健指導対象者	⑤特定保健指導実施者	⑥2019年3月～5月の特定保健指導実施者
200名	80名	60名	200名	50名	50名

補正後実施率…(②80名 - ③60名) ÷ (1 - ⑥50名 ÷ ⑤50名) ÷ ①200名

上記計算ではゼロで割ることとなり、補正不可。

⇒2019年度補正前実施率と2018年度実施率のいずれか高い方を適用実施率として採用する。

例外2

過去実績が無い場合（新設等）

2019年度実績			2018年度実績		
①特定保健指導対象者	②特定保健指導実施者	③2020年3月～5月の特定保健指導実施者	④特定保健指導対象者	⑤特定保健指導実施者	⑥2019年3月～5月の特定保健指導実施者
200名	80名	40名	-	-	-

補正後実施率…過去実績が無く補正不可。

⇒2019年度実施率を適用実施率として採用する。

※ただし、コロナの影響で加算対象となる場合については、加算除外調査において申し出を受け付け、その内容を踏まえ加算除外を検討する。